

# 第 30 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第30回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 令和2年3月27日 午後1時56分開会  
会議場所 大船渡市役所：議員控室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 報告第1号 大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分について  
日程第4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第5 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第3号 下限面積（別段の面積）の決定について  
日程第8 議案第4号 令和2年度大船渡市農業労賃標準額の設定について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 9名）

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 議長 | 菊地 英浩君 | 1番 | 金野たか子君 |
| 2番 | 鈴木 力男君 | 3番 | 古内 嘉博君 |
| 4番 | 中村 亨君  | 5番 | 廣澤 恵美君 |
| 6番 | 細谷 知成君 | 7番 | 藤原 重信君 |
| 8番 | 欠 員    | 9番 | 熊谷 玲子君 |

### （農地利用最適化推進委員 10名）

|         |       |        |       |        |
|---------|-------|--------|-------|--------|
| 〔大船渡地区〕 | 大船渡地域 | 佐藤 優子君 | 末崎地域  | 尾形 正男君 |
|         | 末崎地域  | 村上 優司君 | 赤崎地域  | 浅野 幸喜君 |
|         | 猪川地域  | 鈴木 和雄君 | 立根地域  | 今野八重子君 |
|         | 日頃市地域 | 木村マリ子君 |       |        |
| 〔三陸町地区〕 | 綾里地域  | 畑中 圭吾君 | 越喜来地域 | 岡澤 成治君 |
|         | 吉浜地域  | 菊地 久寿君 |       |        |

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

事務局出席者

局長 飯田 秀 君  
係長 羽根川 恵一君

局長補佐 細谷 真実君

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 1 時 56 分開会

○議長（菊地英浩君）本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻少し前でございますが、これより第 30 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第 30 回総会にご出席していただきありがとうございます。

さて 20 日、21 日と 2 日間の東海新報に 4 月 1 日付け大船渡市職員の異動が載っております。当委員会からは細谷事務局長補佐が会計管理者へと昇任・異動することになりました。細谷補佐には 12 年間、農業委員会に尽くしていただきました。また法改正に伴う前回の改選の時には、本当に大変だったと聞いております。本当にありがとうございました。

今騒がれております新型コロナウイルスですが、東京では 2 日続けて 20 人が感染が確認されていますし、東京オリンピック、パラリンピックは 1 年ほど延期となっております。また感染者の多い大阪府では、常設審議会を開かずに書面議決で行なっているとのことです。幸い感染者が出ていない岩手県ですが、大船渡市でもいろんな会議が、また農業委員会でも令和 2 年度農業労賃標準額決定会議も書面議決を行っております。皆さんも新型コロナウイルスの感染には十分注意をしていただくことをお願いしまして、あいさつといたします。

○議長（菊地英浩君）本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 10 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君）それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第 29 回総会以降の経過報告でございます。3 月 10 日に会長、熊谷職務代理、廣澤委員、佐藤推進委員で大船渡市長を訪問し、令和元年度農山漁村女性活躍表彰農林水産大臣賞の受賞報告を行なったところでございます。次に 3 月 16 日に第 48 回県農業会議常設審議委員会が開催され、会長と細谷補佐が出席しております。先月開催の第 29 回総会において許可相当と決した 4 件について諮問し、異議なしとされましたので、その後許可書の交付を行なったところでございます。なお審議会終了後に県農業会議を訪問し、農林水産大臣賞の受賞報告も行なっております。3 月 17 日の市役所派遣職員辞令書交付式には会長が出席をしております。なお新型コロナウイルス感染対策による二つの会議が中止となりましたが、いずれも書面議決での対応となりましたので、ご承知願います。

次に本日の総会以降の行事予定であります。3 月 31 日と 4 月 1 日にはそれぞれ市職員の退職者、新規採用者等を対象とした辞令交付式が開催されますので、ともに菊地会長が出席する予定となっております。4 月 15 日開催の第 49 回県農業会議常設審議会については審議委員として会長が出席しますし、本日の議案に追認案件がありますので、その諮問のため局長補佐も出席する予定としております。なお最後になりますが、次回総会は 4 月 27

日午後2時から開催予定としておりますが、新型コロナウイルス対策の関係で、開催方法の変更なども考えられますので、ご承知願います。なお行事等についてご不明の点がございましたら、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川恵一係長、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、2番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分について。大船渡市農業委員会事務局職員の異動を発令することについて、大船渡市農業委員会規程第10条第1項の規定に基づき別紙のとおり会長が専決処分したので、同条第2項の規程により本委員会に報告し承認を求めるものです。理由、令和2年4月1日付け大船渡市職員人事異動に際し大船渡市長より協議を求められたが、異動内示日の3月19日までに農業委員会総会を招集することが困難であるため、会長が専決処分したものです。

3ページは専決処分書の写しとなります。4ページをご覧ください。令和2年4月1日付け大船渡市農業委員会事務局職員異動発令。異動後、会計管理者、異動前、農業委員会事務局局長補佐、細谷真実、市長部局出向・昇任。異動後、農業委員会事務局局長補佐、異動前、博物館長補佐、鈴木康司、農業委員会出向。農業委員会事務局主事補、新規採用、菅野由夏、農業委員会出向。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は4件です。1番、登記地目畑及び宅地、現況地目畑、合計4,210㎡。相続による権利の取得。2月14日届出、2月14日受理。次のページをお開きください。2番、登記地目畑、現況地目雑種地、山林、畑及び宅地、合計2,195㎡。相続による権利の取得。2月18日届出、2月18日受理。3番、登記地目畑及び田、現況地目雑種地、田及び畑、合計2万3,570㎡。相続による権利の取得。2月28日届出、2月28日受理。次のページをお開きください。4番、登記地目、畑及び田、現況地目畑、宅地、田及び山林。合計1万4,911㎡。相続による権利の取得。3月5日届出、3月5日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第2号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（細谷真実君） 8ページをお開きください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、327㎡。転用目的・施設等、貸家2階建2棟69.56㎡、駐車場4台。転用理由、貸家を建てて収入の安定を図る。立地基準につきましては、第3種農地に該当し許可基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関の融資証明書により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。25日に現地調査を実施しました。申請地の周辺は住宅地となっています。申請人は当該地に貸家を建築し、収入の安定を図りたいとのことでした。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 9ページをお開きください。議案第2号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は5件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、294㎡。使用貸借。転用目的・施設等、事業用駐車場2t車3台、乗用車2台、法面62㎡。転用理由、隣接する土地に新設する事業用事務所用の駐車場として使用したい。（永年の使用貸借）。2番、登記地目、現況地目ともに畑、329㎡。売買。転用目的・施設等、居宅2階建1棟69.56㎡、駐車場3台、道路50㎡、法面80㎡。転用理由、現在、借家住まいであるが、家族が増え、職場の近い大船渡に永住するため自宅を新築したい。次のページをお開きください。3番、登記地目、現況地目ともに田、合計1,296㎡。賃貸借。同じく登記地目、現況地目ともに田、合計811.59㎡。賃貸借。転用目的・施設等、土砂仮置場。転用理由、道路改良舗装工事用として（許可の日から令和3年3月31日までの一時転用）。一部、農振農用地区内ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないとされる3年以内の転用申請となります。4番、登記地目、現況地目ともに田、564㎡。賃貸借。転用目的・施設等、駐車場重機8台。転用理由、事業拡大により駐車場が狭くなったため、事業用車両駐車場として利用したい。許可の日から20年間の賃貸借ですが、県の運用上の取り決めで20年間の使用賃貸借が終了しても農地に該当できないだろうということで、永久転用扱いとなります。次のページをお開きください。5番、登記地目田、現況地目雑種地、65.95㎡。使用貸借。転用目的・施設等、車両用通路。転用理由、隣地2筆と一体化し、車両用通路として利用したい。永年の使用貸借。令和2年3月5日付け農振除外済みの農地です。これは全部追認案件となります。立地基準につきましては、1番、2番、4番は第3種農地のため許可基準を満たしております。3番と5番については第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため許可基準を満たしております。一般基準につきましては、いずれも金融機関の融資証明、残高証明書により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員からお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 議案第2号1番について説明をいたします。3月25日に現地調査を行い、26日に聞き取りを行いました。1番について、申請地は宅地化が進んでおり、住宅地としての様相を深めているところです。まず貸付人と借受人は親子関係にあります。貸付人の旦那さんが亡くなってから、畑については一人で耕作するのが非常に難しいと。いずれは、規模を縮小することを考えていたそうですが、事業をやる気になっている借受人ですが、近くの土地を事業用の事務所として今後使ってい



くと。そのための駐車場として申請地を駐車場にしたいという申し出です。周辺農地に対する影響ですが、住宅地であり、耕作畑等への影響はないものと判断されます。

続いて2番についてですが、1番の向かいの土地になります。譲受人ですが、現在、大槌町にお住まいですが、職場は釜石とのことです。そのため、書かれているとおりですが、新しく新築するための土地を探していたところに、不動産業を介し、この譲渡人の土地を見つけたということです。周辺の農地への影響ですが、先ほどと同様、住宅地であり、耕作農地への影響はないものと判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第2号3番の調査報告をいたします。申請地周辺は東日本大震災で被災したところで、現在はこの被災した農地は埋め立てられており、申請地の周辺には2箇所ほど土砂が高く積み上げられておりました。21日午後3時、借受人に電話で聞き取りをいたしました。転用理由にあるとおりで、道路改良舗装工事に伴うもので、許可になり次第執り行うとのことでした。周辺は住宅が点在しており、農地は浸水して流れており、影響はないものと思われます。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3

番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号4番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。議案第2号の4番について3月25日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現況は草刈り管理がされた休耕地の状態です。周辺の状態ですけれども、申請地の東側は国道、北側は店舗、南側は美容院、西側は宅地となっております。申請に至った経緯ですけれども、借受人は現在、申請地の北にある店舗の更に北側隣の土地を事務所として借りて事業を行なっておりますが、事業拡大により車両置場が不足することから、近くにある申請地を駐車場として利用したいということであります。周囲への影響ですけれども、申請地の隣接地は宅地と国道で周囲に農地はなく、排水の計画もないため、周囲への影響はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第2号5番について大船渡地区日頃市地域木村マリ子推進委員からお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(木村マリ子君) 推進委員の木村です。申請番号2の5番について調査報告をします。調査日は3月26日午前10時頃、現地の確認をしてきました。道路に大型トラックを止めていて、警察に交通の妨げになると注意されたため、今回の申請地と隣地2筆を一体化し、車両用通路として利用したいとのことです。私が現地調査をしたところ、既に砂利が敷いてありました。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第2号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号5番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため、岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの決定を受けてからの許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第3号下限面積（別段の面積）の決定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（細谷真実君） 12 ページをお開きください。議案第3号下限面積（別段の面積）の決定について。令和2年度下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案し、本委員会の議決を求めるものです。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになった。「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について検討することが求められています。ということで、農地法施行規則第17条第2項の適用により現行の下限面積（別段の面積）10aの変更は行わないということです。理由は、2015年農業センサス（確定値）、これが一番新しい数値とされております。これによると当市の耕作放棄地面積は544haであり、前回（2010年農業センサス）の510haから比較すると依然増加傾向にあり、農地利用を促進する必要があるため。また管内に規模拡大を希望する農家が少ないことから、施設野菜等による新規就農を促進し、農地の有効利用を図る必要があるため。

参考資料をご覧ください。参考資料の方で農地法第3条第2項第5号を掲載しております。その中で5号により権利取得後において都道府県で50aに達しない場合は許可することができないとされております。例をあげますと、今40a自作地を所有していて、それ以外の農地を借りる際に10a以上借りることにして借りた面積が50a以上にならないと、それは許可できないという意味です。農業委員会が別段の面積を定めた場合は50aではなくて、その総会で議決された面積がその設定の面積となるということが括弧書きでされております。そしてそのまま農地法施行規則の2項で今回決定するものです。2項においては、利用されていない農地が多く、新規就農を促進する必要がある場合においては、別段の面積を設定することができるかとされており、平成22年1月より大船渡市では10a以上と設定してまいりました。農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農地の遊休化が著しい状況にある。当市は中山間地域であり、経営面積が小さいため、50a以上のまとまった担い手を見つけることが困難である。そのため、今後、農地の流動化を促進していく必要があるため、農業委員会のその当時の選挙権を有するために備えるべき耕作面積が10a以上であつ

たため、これを下限面積と設定すると、平成 22 年に決定しております。それをそのまま継続して行うように今年も設定したいという提案でございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 3 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 3 号について本委員会において変更は行わないと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号下限面積（別段の面積）の決定については本委員会において変更は行わないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 8、議案第 4 号令和 2 年度大船渡市農業労賃標準額の設定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 13 ページをお開きください。議案第 4 号令和 2 年度大船渡市農業労賃標準額を別紙のとおり設定することについて、本委員会の議決を求めるものです。

次のページをご覧ください。今年度は 3 月 9 日に検討委員会を実施する予定でありましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針及び大船渡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の協議経過を踏まえ開催方法を再検討し、委員が集合しての協議ではなく、書面決議による会議とすることとなりました。今年度については岩手県の最低賃金の上昇に伴い、人力作業の一部を見直しした他は、機械作業の賃金については昨年度に消費税引き上げ、燃料価格の高騰ということなどを考慮し、2%引き上げていたことから、このことについては据え置きで提案したということです。委員から書面について決議をいただいた結果、提案どおり賛成の決議をいただきました。そこで、14 ページの下線を引いてある部分に変更したところとなります。人力作業の賃金として令和元年度 6,700 円を、困難な作業は 6,700 円から 7,000 円に上昇しております。それから普通の作業は岩手県の最低賃金にあわせて 6,100 円から 6,400 円に変更しております。そして 15 ページに令和 2 年度大船渡市農業労賃標準額表（案）が掲載されております。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 4 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号について本委員会において原案のとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号令和2年度大船渡市農業労賃標準額の設定については本委員会において原案のとおり決定いたしました。なお、標準額表は来月中を目途に市の広報やホームページに掲載する他、支所、出張所、JA支店等を通じ農業者に配付する予定としております。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第30回総会を閉会いたします。なお、引き続き令和2年11月の改選に向けた取り組み等について事務局より説明がありますので、このままご着席願います。

午後2時32分閉会